

## 日米了解事項覚書に関する特約条項に付する特殊条項

(趣旨)

第1条 甲及び乙は、「日本国防衛省と合衆国国防省との間のF-2戦闘機システムの生産及び維持に関する了解覚書」(以下、「日米覚書」という。)に基づき、日米了解事項覚書に関する特約条項(以下、「特約条項」という。)第5条の規定の細部及び「技術等の移転」その他必要な事項について定め、円滑な契約履行を図るものとする。

(標示の付与)

第2条 乙は、日本で生産されるすべての品目は、日本国内で開発されたものを除き、供与された技術情報に記述されるその供給元を明示した適切な標識及び表示によって識別するものとする。

(技術等の移転)

第3条 乙は、米国の技術資料を本質的に使用した結果、日米覚書の成果として開発されたすべての技術資料を、支援戦闘機の生産に採用されたか否かに係らず、甲に申し出るものとする。

2 乙は、米国の技術資料を本質的に使用した結果開発されたものでない技術資料について、必要に応じ、甲乙協議した上で、その概要説明書を甲に提出するものとする。

(技術の開示等)

第4条 乙は、技術を米国ロッキード・マーティン・コーポレーション(以下「LM社」という。)へ開示又は移転する場合には、甲の指示するところによるものとする。

(下請負者に対する措置)

第5条 特約条項第12条の下請負者には、LM社を含まないものとする。